

和田倉門法律事務所

弁護士 高田 剛 殿

令和5年8月13日

報告書

貴職よりのお問合せにより、下記のとおり私の認識する事実を報告いたします。

記

私は、当社代表取締役として、2019年5月9日に警視庁公安部が当社 [REDACTED]において当社所有の大川原化工機株式会社製噴霧乾燥器「スプレードライヤ L-8i」（以下「L-8i」といいます）を用いて行った温度測定実験に立ち会いました。

警視庁公安部からの打診は、「検査のために装置を借りたい」というものでした。また、作業は検査員が行うことでした。装置の取扱いは、タッチパネル式で、5分ほどのレクチャーで初めての方でも簡単な検査はできますので、依頼を受けました。

操作内容は事前に殆ど話がありませんでした。試験当日に初めて具体的な話があり、噴霧乾燥器が高温殺菌機になるかを調べる試験と聞きました。

噴霧乾燥器は通常の使い方では温度の上がりづらい部分があります。噴霧乾燥器を使用している人なら常識的な知識だと思います。一つは内部温度計挿入管内、もう一つは試料回収容器内です。測定口という言葉は、私は使っていませんでしたが、内部温度計挿入管と同じ箇所を指す言葉です。これらの場所の温度が上がりづらいことは何人かの検査員にも伝えました。また、私は検査員に、実験中自由に装置の様々な場所を触るよう促しました。内部温度計挿入管、試料回収容器もです。何人かは色々と触って、熱の上がり具合を確認していたことを覚えています。

同実験において、警視庁は、噴霧乾燥器内部の3箇所（装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロン下部、製品回収容器の底部）にボタン型の温度データロガー（スーパーサーモクロン、ハイパーサーモクロン）を設置していました。

捜査員の行った実験は、正常な操作法から逸脱した液体供給無しの加熱でした。

実験開始後、警視庁職員から、温度の上がり具合をリアルタイムにモニタリングしたいとの要望を受けたことから、私は、当社所有の温度測定器「極細型熱電対」を提供することにしました。そして、警視庁職員の指示で、製品回収容器をいったん取り外し、当該熱電対を回収容器の底部に設置した上で元のとおり取り付けました。

私から「器械内部の温度状況を独自に把握したい」旨を申し出た事実はありません。このように断言できるのは、警視庁職員から要望があったことを明確に記憶していますし、もとより当社として温度状況を独自にリアルタイムに把握する必要はなく、私からそのような申し出をする理由がないからです。

なお、実験は、2019年5月のほか、その後期間を開けて、2020年の冬と、2021年の初夏にもあり、同様に装置をお貸しました。

以上

